

年金払い退職給付制度に係る 年金財政状況及び掛金率について

はじめに、お読みください。

当連合会では、平成30年12月において、平成31年4月以降の年金払い退職給付制度に係る掛金率を決定するための財政再計算を実施しました。

この財政再計算の結果、組合員の皆さまにご負担いただく年金払い退職給付制度に係る掛金率は、0.75%となり、現行の率と変わらないこととなりましたのでお知らせします。
なお、詳細については以下のとおりとなっております。

1 年金払い退職給付制度に係る年金財政状況について

平成27年10月に導入された年金払い退職給付(退職等年金給付)制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっております。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、毎年、財政検証を実施しています。

財政検証では、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額^(注))と実際の積立金について、それぞれ、国家公務員共済組合(以下「国共済」といいます。)と地方公務員共済組合(以下「地共済」といいます。)を合計した額の比較を行っています。

(注)「積立基準額」とは、将来の年金給付費等の現価相当額から将来の保険料収入額(現行の保険料率で計算)の現価相当額を控除した額であり、財政検証時点で積み立てておくべき額となります。なお、「現価」とは、給付費や保険料収入などを将来に向けて想定される予定利率で割引計算した現在価値をいいます。

○ これまでの財政検証結果

平成27年度末 (単位:億円)

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	1,914	522	1,392
積立金 B	1,880	508	1,372
剰余または不足 C=(B-A)	△34	△14	△20

平成28年度末 (単位:億円)

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	5,686	1,550	4,137
積立金 B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足 C=(B-A)	+12	+39	△27



平成29年度末

(単位: 億円)

区分	合計	国共済	地共済
積立基準額 A	9,464	2,583	6,881
積立金 B	9,573	2,701	6,872
剰余または不足 C=(B - A)	+109	+119	△10

※「+」は剰余を、「△」は不足を表しています。

年金払い退職給付制度に係る財政検証は、今回を含め、これまで3回実施したところです。

国共済と地共済を合計した財政状況は、当初は不足状態でしたが、現在は剰余状態に転じています。

2 年金払い退職給付制度に係る財政再計算結果に基づく掛金率について

○ 財政再計算とは

年金払い退職給付制度の保険料率(掛金率+負担金率)は、国共済と地共済を合計した、総給付現価^(注1)から保険料現価^(注2)を控除した額と積立金とが、将来にわたって均衡を保つことができる(収支均衡)ように定めることとされています。

この総給付現価及び保険料現価を求めるために、過去の実績値に基づく算定基礎^(注3)を使用し、将来の給付費等の推計計算を行っています。

この算定基礎は、実績との間にずれが生じることが考えられるため、定期的に算定基礎を見直し、保険料率を計算しなおす必要があります。

この作業を財政再計算といい、少なくとも5年に一度実施することとされています。また、平成27年10月に年金払い退職給付制度が導入されてから初めての財政再計算は、平成30年度までに実施することになっており、今回がこれに該当します。今回の財政再計算では、平成31年4月から適用される保険料率を算定することとしています。

(注1)「総給付現価」とは、将来の年金給付費等に係る現価であり、この年金給付費等には、「退職年金の給付に要する費用」、「公務給付に要する費用」及び「事務に要する費用」が含まれています。

(注2)「保険料現価」とは、将来の保険料収入額に係る現価であり、将来の標準報酬月額及び標準期末手当等の合計額の現価である「標準報酬等現価」に下記の計算式で求める保険料率を乗じた額となります。

(注3)主な「算定基礎」として、標準報酬月額の変化度合いを表す「標準報酬指数」や年金受給権者が権利を失う確率を表す「年金失権率」などがあります。

○ 財政再計算結果

年金払い退職給付制度の財政方式は、総給付現価から積立金を控除した額を今後の保険料で負担する方式となります。

したがって、総給付現価から積立金を控除した額が、保険料現価と一致するように保険料率を決定することになりますので、保険料率は下記の式により求められます。

保険料率の計算式

$$\text{保険料率} = (\text{総給付現価} - \text{積立金}) \div \text{標準報酬等現価}$$

この計算式に基づき、保険料率を算定した結果、次のとおりとなりました。

《保険料率の計算結果》

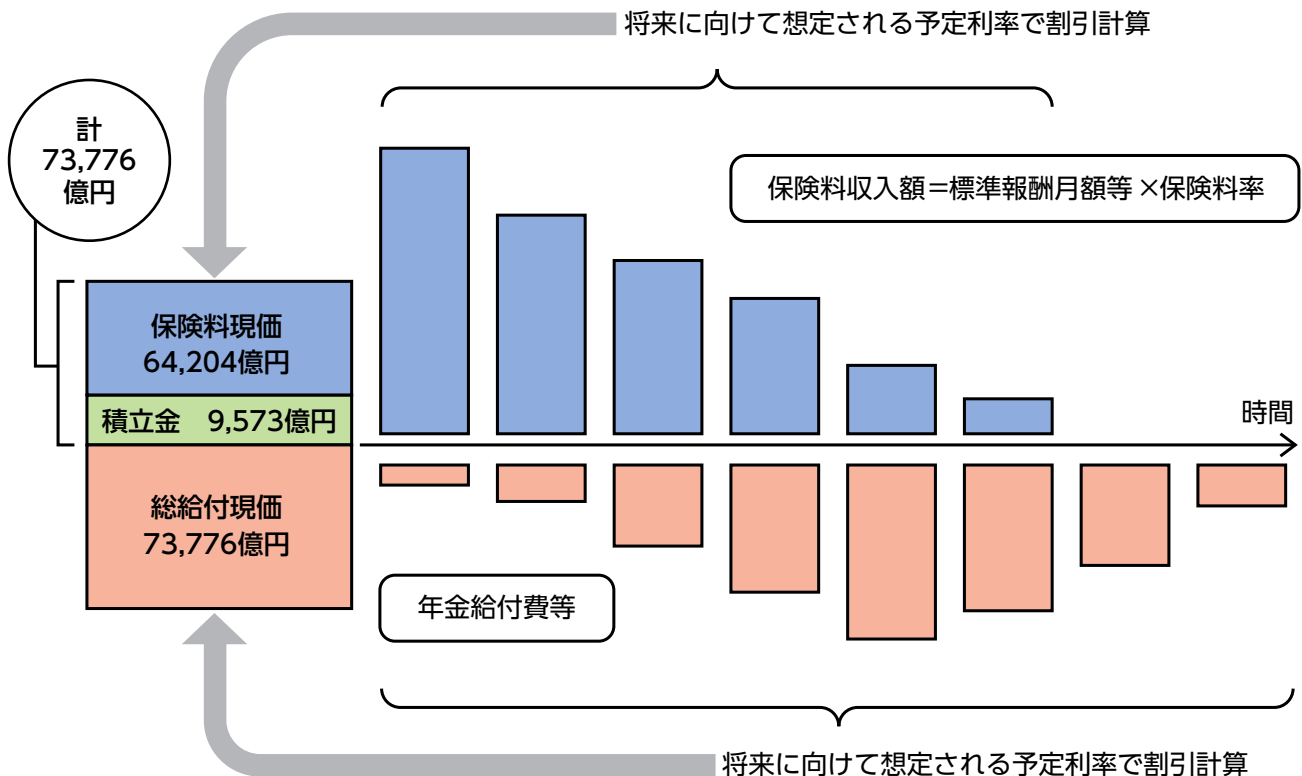
(金額単位：億円)

区分	金額 ^(注1) 及び率
総給付現価	73,776
積立金	9,573
標準報酬等現価	4,287,502
保険料率 ^(注2)	1.50%
$D = (A - B) \div C$	

(注1)年金払い退職給付に係る財政再計算は、国共済と地共済を合計した額で実施します。したがって、この金額は両共済を合計した額となっています。

(注2)Dの保険料率は、地方公務員等共済組合法運用方針の規定により、%単位で小数点以下第2位未満の端数を切り上げた結果となっています。

《保険料率計算のイメージ》



※年金払い退職給付制度の財政方式では、将来の新規加入者を見込んでいないため、将来の保険料収入額及び年金給付費等は徐々に少なくなっています。

※年金給付費等には、退職年金の給付に要する費用、公務給付に要する費用及び事務に要する費用が含まれています。

※端数の関係で合計は一致していません。

○ 平成31年4月から適用される掛金率

前述のとおり、国共済と地共済を合計した、総給付現価から保険料現価を控除した額と積立金が将来にわたって均衡する保険料率は1.50%となりました。

地方公務員等共済組合法の規定により、組合員の皆さまが負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金は折半して負担することとされていることから、掛金率及び負担金率は下記のとおりとなり、現行の率と変わらないこととなりました。

《掛金率と負担金率》

掛金率	0.75%
負担金率	0.75%

地方公務員共済組合連合会では、今回のリーフレットの他にも、ホームページに年金払い退職給付制度に係る基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。

今後も関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

地方公務員共済組合連合会

検索

平成31年3月

地方公務員共済組合連合会

<http://www.chikyoren.or.jp>

東京都港区赤坂8-5-26住友不動産青山ビル西館